平成２９年（フ）第３６号
千葉県八街市八街ほ56番地６　エヌレジデンスⅠ－201
破産者　麻生　　修
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２９年（フ）第４６号
千葉県成田市飯田町23番地２（内野団地13号）
破産者　藤井りつ子
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２８年（フ）第２７４９号
東京都新宿区西早稲田３丁目12－３－103、開始決定時の住所東京都新宿区大久保２丁目１－８－903
破産者　北川　　明
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第１２２５号
東京都調布市深大寺東町６丁目26番地19
破産者　原　　正典
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２９年（フ）第２８３号
横浜市瀬谷区中屋敷１丁目33番地の41
破産者　有限会社宏和設備工業
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２９年（フ）第４４２号
横浜市磯子区杉田１丁目17番１号
破産者　株式会社あおぞら
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２８年（フ）第４０２号
愛知県岡崎市森越町字山伏13番地１
破産者　東和梱包産業株式会社
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３７２号
茨城県水戸市渋井町652番地
破産者　橋爪　　武
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所
平成２８年（フ）第３７３号
茨城県水戸市渋井町652番地
破産者　橋爪　静子
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所
平成２８年（フ）第３４７号
埼玉県東松山市小松原町７番地４　あるゾウパレス小松原町110
破産者　坂口　征二
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２８年（フ）第３６６号
埼玉県行田市大字埼玉3612番地３
破産者　大塚　光義（旧姓前田）
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２８年（フ）第１８０号
静岡県伊豆の国市長岡1144番地の７
破産者　紅野　直人
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２９年（フ）第１７号
静岡県伊東市宇佐美3297番地の676
破産者　森　　祐司
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２９年（フ）第７４号
静岡県浜松市東区有玉南町2219番地の３
破産者　大庭　雄介
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２８年（フ）第３６３号
奈良県天理市西長柄町364番地２
破産者　松本　英仁
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所
平成２９年（フ）第２６号
奈良市富雄北３丁目17番13－401号
破産者　坂田　広邦
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所
平成２８年（フ）第９５号
北九州市八幡西区京良城町10番40－102号
破産者　角戸　　崇
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２８年（フ）第６８９号
北九州市八幡西区木屋瀬３丁目18番12号
破産者　安永　亜希（旧姓石井）
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２８年（フ）第７３１号
北九州市門司区藤松２丁目８番６号
破産者　上西　利治
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２８年（フ）第１５２３号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目11番14号コーポ櫂101号
破産者　藻寄　和宏
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部